

薬生水発 0930 第 6 号  
令和元年 9 月 30 日

各都道府県水道行政主管部（局）長 殿  
各厚生労働大臣認可水道事業者 殿  
各登録簡易専用水道検査機関の長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 水道法施行規則の一部改正について（簡易専用水道関係）

今般、水道法施行規則の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第 57 号。以下「改正規則」という。）が令和元年 9 月 30 日に公布され、同年 10 月 1 日より施行されることとなったが、改正規則による改正後の水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号。以下「規則」という。）第 55 条の簡易専用水道の管理基準及び第 56 条の簡易専用水道の検査に係る改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、遺憾なきよう適切な対応を願いたい。

また、都道府県におかれては、貴管下の市、特別区及び都道府県知事認可の水道事業者へ周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言である旨申し添える。

### 記

#### 第 1 簡易専用水道の管理基準（規則第 55 条第 1 号関係）

##### 1 改正の趣旨

簡易専用水道の設置者は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 34 条の 2 第 1 項の規定に基づき、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理することとされており、規則第 55 条に管理基準が定められている。

管理基準のうち、水槽の掃除は「1 年以内ごとに 1 回」行うこととされているが、施設運営上、掃除の実施日に制約がある場合などを考慮し、掃除の頻度に係る記載を改める。

##### 2 改正内容

別紙のとおり、水槽の掃除の頻度を「1 年以内ごとに 1 回」から「毎年 1 回以上」に改める。

### 3 留意事項

改正規則の施行後における水槽の掃除の実施については、掃除の実施日と実施日の間の期間が厳密に1年を超えないことが求められるものではなく、定期の期間を定めて行えばよい。具体的な運用としては、例えば、1年の中で水槽の掃除を行う月を特定し、毎年、当該月に掃除を行う方法が考えられる。

また、毎年、複数回掃除を実施することを妨げるものではない。

## 第2 簡易専用水道の検査（規則第56条第1項関係）

### 1 改正の趣旨

簡易専用水道の設置者は、法第34条の2第2項の規定に基づき、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に検査を受けなければならないとされており、規則第56条に検査の頻度等が定められている。

このうち、検査は「1年以内ごとに1回」とされているが、施設運営上、検査の実施日に制約がある場合などを考慮し、検査の頻度に係る記載を改める。

### 2 改正の内容

別紙のとおり、検査の頻度を「1年以内ごとに1回」から「毎年1回以上定期に行うもの」に改める。

### 3 留意事項

改正規則の施行後における検査の実施については、検査の実施日と実施日の間の期間が厳密に1年を超えないことが求められるものではなく、定期の期間を定めて行えばよい。具体的な運用としては、例えば、1年の中で検査を受ける月を特定し、毎年、当該月に検査を受けることが考えられる。

また、毎年、複数回検査を受けることを妨げるものではない。

## 水道法施行規則新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(管理基準)</p> <p>第五十五条 法第三十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 水槽の掃除を<u>毎年一回以上定期に</u>行うこと。</p> <p>二～四 (略)</p> <p>(検査)</p> <p>第五十六条 法第三十四条の二第二項の規定による検査は、<u>毎年一回以上定期に行うもの</u>とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(管理基準)</p> <p>第五十五条 法第三十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 水槽の掃除を<u>一年以内ごとに一回、定期に、</u>行うこと。</p> <p>二～四 (略)</p> <p>(検査)</p> <p>第五十六条 法第三十四条の二第二項の規定による検査は、<u>一年以内ごとに一回</u>とする。</p> <p>2 (略)</p>